

## 令和5年度鶴岡市つるおか食のイベント支援事業補助金交付要綱

### 1 目的及び交付

市長は、食に関する賑わいの創出・活性化を図るため、商業者団体等が行う賑わいづくり実践事業に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### 2 補助対象者

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市内の商業者団体
- (2) 住民自治組織、商店街等の地域団体
- (3) 市内の事業者を含む3者以上の事業者の連携体（実行委員会として組織する場合を含む。）

### 3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、市内で実施するもので、鶴岡の食材又は伝統的な料理若しくは名物料理を提供し、販売し、又はその調理方法の周知等を行うものとする。ただし、次に掲げる事業は、補助対象外とする。

- (1) 商品の販売、仕入先等のサプライチェーンのみで構成する団体による事業
- (2) イベントの企画又はその全ての業務を委託する事業

### 4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、謝金、旅費、通信運搬費、設営費、広報費、借料、消耗品費、委託料、雑役務費、印刷製本費、光熱水費及び原材料費とする。

### 5 補助金の額

補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とし、いずれも1回の交付につき20万円を上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

- (1) 補助対象者に学生を主体とする団体が含まれる場合 補助対象経費の合計額以内の額
- (2) 前号以外の場合 補助対象経費の合計額の3分の2以内の額

### 6 交付の回数

同一の補助対象者に対する交付は、一会計年度につき年4回までとする。

## 7 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 市税納付状況の照会に係る届出（法人格のない任意団体を除く。）
- (2) 補助対象者の概要及び構成員が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

## 8 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

## 9 実績報告書

規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、当該事業の完了後30日を経過する日とし、添付すべき書類は、同項に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

## 10 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和10年度の末日までとする。

## 11 その他

この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。